改正

平成24年9月28日告示第125号

佐久市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源の確保及び経費の節減並びに地域経済の活性化を図るため、市の 財産等を広告掲載に活用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 広告媒体 次に掲げる市の財産等をいう。
 - ア 広報紙その他の印刷物
 - イ ウェブサイト
 - ウ施設
 - エ アからウに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
 - (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等から対価(役務等の提供を含む。以下同じ。)を得て、広告(ネーミングライツを含む。以下同じ。)を掲載、掲出等することをいう。
 - (3) 広告主 広告媒体に広告を掲載する者をいう。
 - (4) ネーミングライツ 市の施設等に民間企業等から対価を得て、当該企業名又は商品名等の愛称を付けることをいう。

(広告の範囲)

- **第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をすることができない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの
 - (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (7) 景観を害し、又は害するおそれのあるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- 2 前項各号に掲げる広告の基準に関し必要な事項は、別に定める。

(広告主の制限)

第4条 市税に未納がある者は、広告主となることができない。

(広告掲載の選定順位)

- **第5条** 広告掲載の選定は、次の順位により行う。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - (1) 第1順位 民間企業等で、公共性の高いものに係る広告
 - (2) 第2順位 民間企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格等)

- 第6条 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに別に定める。
- 2 広告掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分配慮して行わなければならない。

(広告の募集方法等)

- 第7条 広告の募集方法、料金(以下「広告料」という。)、選定方法、申込者への通知等については、広告媒体ごとに別に定める。
- 2 広告の募集等は、広告代理店等を介して行うことができる。
- 3 指定管理者が指定を受けた施設において行う自主事業の広告については、別に定める。 (広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

- **第9条** 広告掲載は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを取り消すことができる。
 - (1) 市が指定する期日までに広告料(広告代理店等が広告掲載を行う権利を取得した広告枠に係る代金を含む。以下同じ。)が納付又は提供されないとき。
 - (2) 市が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

(広告料の還付)

第10条 既に納付された広告料は、還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により 広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(佐久市広告審査委員会)

- 第11条 広告掲載の可否の審査及び広告主等の選定をするため、佐久市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長又は課長等の職にある者のうちから市長が任命する。ただし、審査を行う広告媒体により、市長が必要と認めるときは、識見を有する者を委員として委嘱することができる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 9 審査すべき事案について委員長が緊急を要し、委員会に付議する時間的余裕がないと認めるとき、 又は会議に付議する必要がないと認めるときは、事務担当者の持ち回りにより委員の審査を経るこ とをもって委員会の審査に代えることができる。
- 10 委員長は、審査に関係がある課長又は関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 11 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日告示第125号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。